

NPO 法人に対する監督

(1) 報告及び検査 (法第41条)

知事は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対し、その業務や財産の状況に関して報告を求めたり、その職員に、その法人の事務所等に立ち入り、その業務や財産の状況及び帳簿等を検査させることができます。

(2) 改善命令 (法第42条)

知事は、次の場合において、特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを命じることができます。(法第42条)

- ① 法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反したとき
- ② 法人が次の要件を欠くに至ったと認めるとき
 - ・ 営利を目的としない団体であること
 - ・ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ・ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
 - ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
 - ・ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
 - ・ 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
 - ・ 10人以上の社員を有すること
- ③ 運営が著しく適正を欠くとき

(3) 設立認証の取り消し (法第43条)

知事は、次の場合において、法人の設立の認証を取り消すことができます。

なお、認証の取り消しを行う場合は、聴聞の手続き（行政手続法第13条第1項第1号）をとることとされています。(法第13条第3項、法第43条)

- ① 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないとき
- ② 法人が、改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成できないとき
- ③ 3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき

特に③の事業報告等の未提出による認証取消しは、佐賀県でも過去に実例がありますので、忘れないで提出しましょう。

(4) 過料 (法第80条)

役員変更届、定款変更届、事業報告書の作成・提出・事務所への備え置きを怠ったり、登記完了提出書等の未提出や虚偽記載、公告をしなかったり不正な公告をした場合には、20万円以下の過料が地方裁判所を通じて科せられることがあります。